

食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

第 24 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 3 月 24 日（月） 10:00～11:58

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 平成 19 年度緊急時対応訓練について

(2) 食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づく対応について

(3) 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」
について

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

元井座長、小泉座長代理、青木専門委員、飯島専門委員、岡部専門委員、
春日専門委員、吉川専門委員、熊谷専門委員、黒木専門委員、近藤専門委員、
山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、酒井情報・緊急時対応課長、熊谷課長補佐

5. 配布資料

資料 1 - 1 平成 19 年度緊急時対応訓練について（案）

資料 1 - 2 平成 20 年度緊急時対応訓練計画（案）

資料 2 - 1 食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づき情報提供を
行った事例について（平成 17 年度以降）

- 資料 2 - 2 食品による薬物中毒事案に対する食品安全委員会の対応について
- 資料 3 「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について（案）
- 資料 4 平成 20 年度緊急時対応専門調査会の進め方（案）
- 参考資料 1 食品安全委員会専門調査会運営規程
- 参考資料 2 平成 19 年度緊急時対応訓練計画
- 参考資料 3 食品による薬物中毒事案について（第 35 報：18/13/17）
- 参考資料 4 食品による薬物中毒事案への政府の対応一覧
- 参考資料 5 食品安全委員会のからの情報提供内容
- 参考資料 6 食品による薬物中毒事案への対応について
（H20.2.22 関係閣僚申合わせ）
- 参考資料 7 食品による薬物中毒事案の再発防止策について
（H20.2.22 関係閣僚による会合申合わせ）
- 参考資料 8 食品危害情報総括官について（H20.2.29 関係府省局長申合わせ）
- 参考資料 9 緊急時対応専門調査会における審議について
- 参考資料 10 「緊急事態を未然に防止するためのリスク探知に関する検討」の
進め方

6. 議事内容

○熊谷座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 24 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

今日は、11 名の委員から御出席いただいておりますけれども、内田委員、小沢委員の 2 名の委員が御都合により欠席されております。

今日は議事に入ります前に、専門調査会の皆様にお諮りしたい事項があります。前回の専門調査会において、私を座長に選出していただいたところですが、このたび農林水産省の食料農業農村政策審議会家畜衛生部会、プリオン病小委員会の委員長をお受けすることになりました。リスク管理措置に関わる審議会の委員長ということですので、当緊急時対応専門調査会の座長を御辞退させていただいた方がいいのではないかと思います。

皆様には、大変御迷惑をおかけすることになりますけれども、御了承いただきたくお願いいたします。

どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長　ただいま座長からお申し出がありました件でございますけれども、食品安全委員会といたしましても、中立・公正なリスク評価機関であるという位置づけ、その調査会という立場からリスク管理機関の組織の座長あるいは委員長との兼任は避けるという方向で従来からやってまいりましたので、そうしていただければありがたいと存じます。

専門調査会の座長については、前回も御説明しましたけれども、運営規程の第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するという事にされております。いかが取り計らえばよろしいか、お伺いいたします。

○熊谷座長　私としましては、新しい座長は、この専門委員会の発足以来、座長代理を務めていただきました元井専門委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○熊谷座長　それでは、御了承いただき、ありがとうございます。

なお、私自身は、これからも専門委員を続けさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、座長を交代しまして、元井新座長から一言ごあいさつをいただければと思います。

○元井座長　元井でございます。ただいま事務局から御説明をいただきましたような事情もありまして、また、私はお話にありましたけれども、この調査会の座長代理を当初から引き受けているということもありまして、今回、熊谷委員に代わり、座長をお引き受けすることになりました。私にとっては、荷がとても重いのですが、努力して務めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、食品安全委員会の専門調査会運営規程第2条第5項に座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名するものが、その職務を代理するとあります。私から座長代理として、小泉専門委員にお願いしたく指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○元井座長　ありがとうございます。それでは、小泉座長代理、座長代理席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをお願いいたします。

○小泉座長代理　小泉でございます。私もこの調査会発足当初から専門委員として務めさせていただきまして、このたびお話をいただきまして、一瞬どうしようかと思ったん

ですけれども、これまでの経緯を拝見してまいりましたので、ここで元井座長をしっかりと補佐させていただけたらと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○元井座長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○熊谷課長補佐 それでは、資料について確認させていただきます。

本日の資料は6点、参考資料が10点ございます。また、冊子になっております緊急時対応法令規定集と補足資料がございます。

まず、資料1-1でございますが「平成19年度緊急時対応訓練について（案）」としてまとめたものでございます。

その下に別添資料というものが付いておりますが、これは資料1-1に付属しているものでございます。

資料1-2「平成20年度緊急時対応訓練計画（案）」でございます。

資料2-1「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づき情報提供を行なった事例について」でございます。

資料2-2「食品による薬物中毒事案に対する食品安全委員会の対応について」でございます。

資料3「『緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討』について（案）」でございます。

資料4「平成20年度緊急時対応専門調査会の進め方（案）」でございます。

そこまでが資料でございます、次からが参考資料でございます。

参考資料1「食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。

参考資料2「平成19年度緊急時対応訓練計画」でございます。

参考資料3「食品による薬物中毒事案について」ということで、食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議でまとめられているものでございます。

その食品による薬物中毒事案についてまとめられているものを参考資料4では、関係府省の対応を日ごとに整理した、非常に細かい字で見づらいものですが、参考資料4として用意いたしました。

参考資料5として用意いたしましたが、食品による薬物中毒事案について、食品安全委員会から情報を発信した内容について、クリップ止めでまとめて御用意させていただきました。

参考資料6「食品による薬物中毒事案への対応について」。食品による薬物中毒事案に

関する関係閣僚による申し合せ会合を用意させていただきました。

参考資料 7 といたしまして、この食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合の申し合せでつくられました食品による薬物中毒事案の再発防止策についてということで、参考資料 7 として御用意いたしました。

参考資料 8 としまして、食品危害情報総括官についてという関係府省局長申し合わせを用意いたしました。

参考資料 9 「緊急時対応専門調査会における審議について」。

参考資料 10 「『緊急事態を未然に防止するためのリスク探知に関する検討』の進め方」を御用意いたしております。

なお、皆さんの机上にあります緊急時対応法令規定集は、調査会終了後、こちらで保管いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございますが、不足の資料等はございませんでしょうか。

○元井座長 資料が膨大ですけれども、大丈夫でしょうか。

では、これより議事に入らせていただきたいと思います。本日、最初の議事は、平成 19 年度緊急時対応訓練についてです。今年度を実施されました緊急時対応訓練の概要と結果、それから今後に向けての課題等を事務局で整理されています。また、これらを踏まえまして、来年度の訓練計画（案）も本日提案されているようなので、併せて説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 昨年度、試行的に行いました 3 回の訓練、この結果を基にしまして、今年度につきましても、緊急時対応訓練を実施するということにしたわけでございます。

第 1 回目は、リスク管理機関との机上シミュレーションの訓練ということで行いました。

第 2 回は、実働訓練ということで予定をしておったわけですが、先ほど来お話がありまじょうに、食品による薬物中毒事案の発生に伴いまして、実施はできませんでしたが、野村委員の方から効果的な広報技術の習得ということでレクチャーをいただいております。

御用意いたしました資料につきましては、2 回の訓練の結果から見えてきた緊急時対応の課題または今後の対応について事務局なりに整理したものでございます。内容について御審議を賜われればと存じます。

それでは、担当補佐の方から説明をお願いします。

○熊谷課長補佐 それでは、お手元に資料 1 - 1 と 1 - 2 と参考資料 2 を御用意願います。

平成 19 年度の訓練につきましては、参考資料 2 にありますように、8 月 9 日に開催され

ました、第 202 回の食品安全委員会会合で、今年度 2 回の訓練を実施するということを決定しております。

その 2 回の訓練と言いますのが、ただいま課長からもお話がありましたように、1 回目は委員会における緊急事態に関する認識の共用を図るとともに、関係府省との連携の強化を図ることを目的としてリスク管理機関との合同の机上シミュレーション訓練を計画いたしました。

また、2 回目の訓練では、委員、事務局職員の緊急時対応能力の強化、向上を図るということで、特に模擬記者会見を実施するなどの広報技術の習得を目的とした実働訓練を実施するというようなことを計画しております。

どのような訓練を計画して実施したかということ資料 1 - 1 でまとめさせていただいております。

資料 1 - 1 では、訓練の計画と内容以外に、この訓練から得られた課題とその課題に対する対応というものも事務局案としてまとめまして記載しておりますので、後ほど御審議いただければと思います。

資料 1 - 1 を 1 枚めくっていただきますと、この構成といたしましては「Ⅰ 訓練の計画」と「Ⅱ 訓練実施内容」それから「Ⅲ 訓練の結果及び検証」「Ⅳ まとめ」というようなことでまとめております。

今回の訓練について、どういうシナリオを作成して訓練を実施したかということについて、まず、御説明したいと思いますので、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

基本的には、サルモネラエンテリティディスによる大規模食中毒が複数県に発生しているというようなシナリオを作成いたしました。

フェーズ 1 とフェーズ 2 に分けまして、フェーズ 1 では、有名菓子メーカーのシュークリームを原因とする、保育園での大規模食中毒が発生して、女児が 1 名死亡するというような事態を設定しております。

まだ、フェーズ 1 の段階では、シュークリームが原因であるということはわかってはいるんですが、何が原因であったか、どこが汚染されていたのかということにつきましては特定されず、原材料である液卵が疑われているというような状況を設定しております。

更にフェーズ 2 では、この事態が悪い方向に進展しまして、この保育園がある A 県のみならず、近隣県を D 県としておりますけれども、D 県の老人保健施設でもクリームババロアを原因とするサルモネラエンテリティディスによる大規模食中毒が発生するとか、あるいは別の近隣県の E 県であるとか、そのほかの県でもサルモネラエンテリティディスによ

る食中毒が複数発生するというような状況を設定いたしました。

フェーズ2の段階では、原因が液卵メーカーでの製造工程に不備があつて、液卵に問題があるということがわかりましたので、問題である液卵の回収であるとか、その液卵が複数の菓子メーカーに下ろされておりましたので、それを使った菓子の回収であるとかというようなどころの対応をしているのですが、なかなかサルモネラエンテリティディスの食中毒が継続して発生しているというような状況をつくっております。

更に事態として悪い事態というようなことを想定させるようなこととして、そのサルモネラエンテリティディスが多剤耐性菌であるとか、あるいはS.Eによる食中毒以外に輸入食品を原因として疑われるようなサルモネラ属菌である、この場合、サルモネラテネシーというのを菌としたんですが、S.E以外のサルモネラ属菌による食中毒も発生させ、社会的にサルモネラ属菌による食中毒に対する消費者の不安を拡大させ、更に、食品安全行政に対する批判的な報道もなされるというような状況を設定をして、そのような状況において、どういう対応をとるかというようなところを訓練の中で行なっております。

1回目の訓練では、管理機関との机上シミュレーション訓練ということで、関係府省との連携を強化するために、それぞれのフェーズにおける対応を、フェーズ1、フェーズ2について、ワークシートに記載する。つまり、それぞれどういう情報を収集して、どういう情報を提供していくかということを出していただきまして、後日、管理機関との合同の会議で互いの対応状況について確認をするというようなことを行いました。

また、委員会においても、委員会のプレーヤーが机上シミュレーションを実施していますので、委員、事務局会議を後日開催して、その時点での対応状況について確認をするという訓練を設計し、実施したところです。

その訓練の結果から得られた課題について、1-1の資料の一番最後に参考としてA4の1枚の紙の総括表を作成し、訓練の結果、課題等ということと、課題への具体的対応例ということでまとめさせていただきましたので、こちらに従って説明をしたいと思います。

まず、委員会の対応を確認し、委員会及び委員事務局内の認識の共有を図るということにつきましては、緊急事態が生じた際にどう動けばよいか、関係府省とどう連携すればよいかなど、実践的な対応について、緊急時対応マニュアルに関する勉強会などを通じて把握しておく必要性が確認されました。

これに対しては、緊急時対応マニュアルの説明会や訓練による手順の確認などを通じ、緊急時対応マニュアルの理解を深めるというようなことで対応していきたいと考えております。

2点目としては、委員、事務局職員等の危機管理意識を重要視し、迅速に対応すべきであり、情報を受信した際に、平時と異なるのではないかという危機意識を常に持つことの重要性が確認されたということで、これについては、情報を受信した際に、平時と異なるのではないかという危機意識を日ごろから高めておくというようなことで対応していきたいと考えております。

3点目は、情報提供について、スリーピング・ウェブなどの準備を進めておく必要性が確認されたということで、これにつきましても、平時からスリーピング・ウェブの準備を進めるなど、食中毒等が発生した場合には、どのような資料を作成するかという共通認識を醸成する必要があるということで対応していきたいと考えております。

4点目として、情報提供の方向について、メディア対応のトレーニングの必要性が指摘されたということで、これについては、そういう実働訓練、実践などをとおして、効果的なメディア対応トレーニングを実施するというように対応していきたいと考えております。

2つ目のリスク管理機関の対応を確認し、委員会及びリスク管理機関との認識の共用を図り連携を強化することで緊急時対応マニュアルの実効性を高めるという目標につきましては、1点として、今回の訓練を通じて、既にマニュアルでもそれぞれ管理機関の窓口というのを設置して対応しているところですが、今回、こういう机上シミュレーションを入れることによりまして、改めてリスク管理機関の窓口を確認することができましたので、引き続き、こういう事例検討会などとおして相互の対応を確認するというをおこなっていきたいと考えております。

2点目としましては、ある状況におけるお互いの対応について確認するためには、こういう机上シミュレーションという形の訓練というよりは、事例検討会などを通じて検討することが有効ではないかということが確認されております。これに対しては、やはり事例検討会を通じて、情報の共有や提供の在り方について確認するというように対応を図っていきたく考えています。

3点目としては、リスク管理機関と連携して行う訓練において、更に成果を上げるためには、事態がより進んだ段階での対応の検討などを取り入れる必要性が確認されたということで、これに対する対応としては、緊急対策本部の設置など、事態がより進んだ段階での訓練を設計し、対応を検討するというにしたいと考えております。

3点目につきましては、訓練の運営で挙げられている課題ともつながるんですけれども、初めてのリスク管理機関との訓練ということで、事前の準備に十分な時間をかけてお互いが何をやるのか、どういうことを目的にしてやるのかということを十分把握してやる必要

があったところなんです、その時間を十分にとらなかったために、連携を強化するために訓練を実施するということの確認をすることはできたのですが、連携の強化に結びつける訓練には少し届かなかったという状況でございました。

訓練の運営としましては、2つほど課題を挙げておりまして、ひとつは、連携訓練では、関係者の調整に十分な時間をかける必要があることが確認されたということですが、これについては、関係省庁との連携訓練においては、事前調整を周到に行い、事例検討会なども含めたシナリオを活用し、できるだけシンプルな形での訓練について検討するというようなことで対応していきたいと考えております。

2点目としては、訓練参加者に対して、事前の十分な説明が必要であるということが確認されました。これも参加する者がシナリオについて、シナリオを非提示ですので、参加者というのは、プレーヤーだけではなくて、訓練のコントローラーも含めてということですが、十分な理解をして進めていく必要があるということ課題点として挙げております。

2回目の訓練については、シナリオとしては同じシナリオを使いまして、フェーズ2の段階で委員会としての情報、広報の部分についての能力を高めるということで、ホームページでの情報の提供、それから模擬記者会見を実施するというような実働訓練を計画していたところですが、中国産ギョウザの対応がありまして、実働訓練は中止しております。

ただ、訓練の準備段階において、改めて確認できたこともございましたので、準備段階で得られたことを訓練の結果、課題、それへの対応ということでもまとめております。

得られた課題のところでございますが、訓練実施の準備段階において、情報提供の手順を確認することで、事務局内で定めていた情報提供に関する事務処理を見直すことができた。

事務局内で事務処理手順というのをつくっているところなんですけれども、事務処理手順書に不足していた部分があったので、それを補って充実させるというようなことで対応していきたいと考えております。

2点目としましては、引き続きその訓練を通じて、事務局内の手順等の確認を行う必要があるということで確認されました。これについては、引き続き行っていきたいと考えております。

実働訓練は実施ができなかったんですが、「マスコミについて」という野村委員からのレクチャーを受けまして、情報提供の在り方について、広報技術の習得を図るということを行なっております。広報技術習得のための訓練につきましては引き続き、効果的な広報技術の習得に努めることが必要であるということを確認しておりますので、引き続きやっ

ていきたいと考えております。

以上、今年度の2回の訓練を通じまして、そこから得られた課題の対応ということで、それを踏まえた、平成20年度の緊急時対応訓練計画案を作成いたしましたので、これについても併せて御説明をしたいと思います。

資料1-2を御覧ください。

資料1-2に示してありますように、来年度、平成20年度の緊急時対応訓練につきましても、年に2回ほどの訓練を実施したいと考えております。

1回はリスク管理機関との合同訓練ということで、準備に十分な時間をかけて、より連携した対応の確認を取ることができるような訓練をするということで、実動訓練ということで組んでいきたいと考えております。

第2回目の訓練につきましては、やはり広報技術を主体とした実動訓練ということで、委員会からの情報発信についての検討と、それから模擬記者会見などの訓練を組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○元井座長 今の事務局の説明に対して、質問や確認事項はございませんでしょうか。

それでは、まず、平成19年度の訓練について審議を行い、その後で来年度の訓練計画案を検討することにしたいと思います。

19年度の訓練では、第1回は初めてとなるリスク管理機関との合同訓練が行なわれ、そこから導き出された課題も多かったように思います。

第2回は、実質的に訓練、実施には至らなかったということでございますが、レクチャーや準備段階において、事務局内での手続等、確認できたという報告が、今、ございました。その結果の検証から課題を抽出し、それらに対応する形で、今後の対応策を挙げられると思いますが、この課題のとらえ方や対応策について御審議いただきたいと思います。

何かございませんでしょうか。

今年度ですけれども、かなりいろいろなことがあって、時間も経過しているので、少し忘れてきていると、私自身もどういうことだったかしらと忘れてきていることもあるんですけれども、山本委員、何かございませんでしょうか。こういうところをもう少しやったらどうだったろうとか。

○山本専門委員 では、全体についてはまた後でということで、個別の細かいところについてですが、例えば情報提供についてのスリーピング・ウェブなどの準備は実際に来年度から、課題の優先順位なんかを決めて、されていく御予定なんですか。

○熊谷課長補佐 スリーピング・ウェブ準備をしていきますというのは、実は、「今年度もやっていきます。取り組んでいきます。」と、お話ししていたと思うんですけども、その辺がなかなか実際には動いておりませんでしたので、優先順位を決めて取り組んでいきたいと考えております。

○元井座長 そのほか、何かございませんでしょうか。19年度におこなったいろいろな訓練を踏まえて、20年度に向けていろんな課題が提示されているんですけども、20年度の訓練について、何かもう少しこういうところを付け加えたらいかがとか、そういう問題はございませんでしょうか。

○岡部専門委員 19年度の訓練が実際には事件が起きて行なえなかったということですが、逆に実例があったときに、今までの訓練を通じて、これが起きたところとか、足りなかったところということは、きっと出てきたのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。後での話になるのかもしれないんですけども、それを踏まえて20年度の計画に織り込めれば良いと思います。

○元井座長 では、事務局で説明をお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほど来、お話がありますように、第2回の訓練ということですが、まず1回目はリスク管理機関と初めて連携をして机上のシミュレーションということでやりとりしたんですけども、そのときにリスクの管理機関との連携の重要性というんでしょうか。認識のずれみたいなものを感じました。結果的に対応にずれが生じたわけですね。それを踏まえて、更にその関係について強化をするということを主眼に、第2回目に望む予定をしていたんですけども、第2回目は、それが実施できなかったということでございます。

その点について、やはり実際の発生の段階における連携ということになるわけでございますけれども、参考資料6をご覧ください。薄い1枚紙でございますけれども、事案の発生というのは、1月の30日でございます。1月30日の午後に食品安全委員会も情報が入ったわけでございますけれども、その時点で直ちに、メタミドホスが原因だということ。それと食品の回収は既に始まっている、そういった情報でございましたので、まず、メタミドホスとは何だろうということを食品安全委員会としては正しく情報をお伝えすることが大事だということで、ホームページにその日の夕方に掲載いたしました。

あとは、対策本部というんでしょうか。省庁全体の連携を取りながら、先ほどの連携の話につながるわけですが、省庁とどういう関係をとるかということにつきましては、資料6にありますように、1月31日の朝8時からでございますけれども、閣僚による申し合わ

せが行なわれまして、新たなスキームで関係省庁が連携して取り組むということが確定したわけでございます。

実際は、30日の深夜に局長級の会合をいたしまして、そのときに対応について決めたということございまして、食品安全委員会もこの体制の一翼を担うという位置づけが整理されたということでございます。連携については、訓練を踏まえた強化が図れたのかと、実践的な対応ができたのかなと思います。1回目の訓練のいろいろな反省も踏まえて、ある程度適切に対応できたのではないかというふうに考えている次第でございます。

また、実際の食中毒事案の発生に伴って、課題というところでございますけれども、情報提供の在り方について、関係府省と重複した情報の提供等を行っていたということが後になってわかりましたので、そういったところの調整について必要ではないかという反省があったということでございます。ほかにもありますけれども、代表的な例として、連携の部分についてお話を申し上げました。

○元井座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

事務局どうぞ。

○熊谷課長補佐 今回の中国産食品の対応につきましては、次の議事のところで、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思うんですが、課長からは連携の部分で問題のあった点について説明させていただいたところですよ。

○元井座長 では、平成19年度の訓練の報告書並びに平成20年度の訓練計画の（案）について修正等ございませんでしょうか。この案で大体よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○本間委員 連携ということが大分話題になっていたように見受けられますけれども、確かに連携が難しいという御説明でありましたけれども、この連携というのは、言わば、我々の片思いというのか、そういう意味で難しかったのか、それとも本来連携しようとしていること自身が難しいのか、そちらはどちらなのでしょう。これは練習のポイントですね。

○酒井情報・緊急時対応課長 私は、第1回目の訓練のプレーヤーとして参加したわけでございますけれども、一番のずれというのは、訓練では女児が亡くなっている、そういう想定だったわけですが、それを食中毒全体から見たときに、どの程度重いのか、それについて少し認識のずれがあったのではないかと私は思いました。

訓練の実施の内容については、緊急時のマニュアルがあって、それに判定のためのフローチャートがあるわけですが、フローチャートに照らしたときに、私どもが少し対応が過剰過ぎた部分がありました。女児の事故ということで、対策本部の設置まで必要ではない

かと、そこまでは考えたんですが、実際の厚労省の方の対応としては、対策本部の設置までは必要ないという判断でございましたので、その辺の認識のずれが対応の違いに出たのかなと認識した次第でございます。

実際の現実であれば、テレビとか、その他の情報で知することができるんですが、訓練の場合は、与えられたペーパーの中身しかわかりませんので、そのとらえ方のずれというのが大きく違っていたのかなということを考えた次第でございます。

○本間委員 わかりました。

○元井座長 どうぞ。

○熊谷課長補佐 私からはコントローラーの訓練を準備する側の考え方としてお話しさせていただきたいんですが、今回の訓練につきましては、先ほど説明した際にも準備段階の準備にかかる時間というのが、十分とらなかつたために、訓練の趣旨を十分に伝え切れなかったというようなことと、お互いにシナリオを設定するに当たっても、緊急事態だというような設定を作りきれなかった。つまり、連携訓練ですから緊急事態のときにどういう連携をとっていくのかというところを訓練するというような訓練設計ができればよかったんですが、そういう部分がうまくできなかつたというようなところで、実際、連携をとって連携部分を強化するというような訓練が結果的にはできていなかったかなという状況でした。

今回、リスク管理機関との合同訓練ということで初めてだったんですけれども、合同訓練をやっていくというようなことで、今後、十分な調整を図ってやっていけば、より成果が得られるようなものになるのではないかなというような感触は得ておりますので、来年つなげていきたいと思っておりますし、決して連携を取ることが難しいということではなくて、訓練を準備する段階で十分調整をしていけばできるだろうと思っております。

○本間委員 だからこそ訓練としては効果があったということではないんですかね。それで、対策本部とか何とかというレベルの話は、ここでは既に出てきた話なんではないでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘のとおり、課題が見つかって、それを解決する方向に進んでいるということは非常な成果だと思います。

対策本部の話については、先ほどのマニュアルの中に、どういうレベルなら対策本部をつくるかというのを、一応、定量的に示してありますので、それらを訓練のときにも活用しながら対応していくということではないかと思っております。

○元井座長 ありがとうございます。19年度の訓練で幾つかの問題点が出てきた。その問題点については、20年度の訓練に反映させるということでございますね。

○熊谷課長補佐 はい。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。

山本委員どうぞ。

○山本専門委員 今までの何回かの訓練で、どの段階で臨時の委員会を招集するかとか、どの段階で対策本部を立ち上げるかとか、それがよく話題になったんですけども、それが難しいのは、何かが起こったときに、最初の時点では、どの程度それが拡大するものなのか、それとも簡単に終わってしまうものなのか、なかなか全体像は早い段階で把握しにくいというところがあると思うんです。

多分フレキシブルにその場その場で判断しながら、そしてマニュアルでは何人以上となっていて、それよりもずっと少ない被害者数でも問題が大きくなりそうとか、そういう判断がどこかで必要になる場合があると思うんですけども、その辺りを加味した訓練というのも、今後、必要になっていくのではないかと思います。

○元井座長 大事なことだと思います。事務局の方からよろしいですか。

春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 ただいま、事務局の課長、課長補佐から何度も御説明がありましたように、今回の訓練の1つの特徴というのは、実際にプレーヤー、コントローラーとしてのリスク管理省庁と一緒に訓練を行っていたのかと思います。

その過程で、訓練の運営面の方から準備不足の点があったという御説明でしたけれども、報告書や、先ほど最初の説明で特に一番最後に参考としてまとめていただいているカラムでは、準備不足の問題があったということだけで、具体的な内容が書かれていないので、是非来年度への課題というか、申し送り事項として可能な限り、もう少し具体的に課題の内容を報告書の中身に書いていただいたらいいのではないかと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

○元井座長 そのほか、ございませんでしょうか。

どうぞ。

○黒木専門委員 20年度の計画の件ですが、もし、具体的にどういったものをテーマに挙げるかということが決まっていれば、教えていただければと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ただいま検討中でございますけれども、内容としては、管理機関との連携の部分、ここをもっとはつきり評価できるような形。例えば、先ほど対策本部の設置の時期の話がありましたけれども、そういうものも想定しながら、実際に集まって対策本部を立てるかどうかを決めるとか、そういった段取りが入った訓練にしてみた

いと、そんな思いがあるところでございます。

○黒木専門委員 平成19年度は、メタミドホスという化学物質の混入事件がありましたので、是非、初期段階で化学物質なのか、微生物かわからないような、そういったシナリオも検討していただければと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。

それでは、時間も押していますので、本日の審議で出された意見については、19年度の訓練報告書のまとめ、また、20年度の訓練計画案にそれぞれ反映させていただきたいと思いますが、事務局、それでよろしいでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御検討ありがとうございます。ただいまの御指摘を踏まえまして、今年度の訓練の反省をしっかりと生かして、来年度も委員会の緊急時対応について一層効果的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

今後のこの資料の取扱いでございますが、食品安全委員会に19年度の訓練の報告を行うとともに、20年度の訓練計画案を提示するという段取りになりますので、御承知置きいただければと思います。

○元井座長 それでは、次の議事に入りたいと思います。

本日、2つ目の議事は、食品安全委員会緊急時対応実施指針に基づく対応についてです。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほど来、お話ししております、食品による食中毒事案が発生したということで、現在も対応が続いているところでございますが、緊急時対応専門調査会におきましては、緊急事態の対処体制の強化方策について御検討をいただくということになっておりますので、平成17年4月に基本要項及び基本指針を作成したところですが、今回の事案を中心といたしまして、その後の食品安全委員会の緊急時対応につきまして、この専門調査会で御検証いただき、今後の対応に生かしてまいりたいと考えております。

各府省との連携ということで、先ほど一部御説明いたしましたけれども、追加的に担当補佐から説明させていただきます。

○熊谷課長補佐 それでは、資料2-1と資料2-2をお手元に御用意願います。

資料2-1ですが、こちらは、この調査会で食品安全委員会に食中毒等緊急時対応実施指針について御検討いただきまして、17年4月21日にその指針が作成されたところですが、それ以降、この指針に基づいて食品安全委員会が情報提供を行っていた事例につき

まして、こちらの表にまとめております。

食品安全委員会の食中毒等緊急時対応実施指針では、緊急事態における対応もあります。が平時からの対応ということで、緊急事態になる、緊急事態ではなくても案件として情報提供をするというところが好ましい案件、まず、緊急事態になる前の平時の対応としてとるような対応についても記載されておまして、こちらに挙げられている例というのは、緊急事態ということではなくて、緊急事態になる可能性のある事態に対する平時の対応として行なっていたような事例だと考えています。

まず、17年度ですが、茨城県における高病原性鳥インフルエンザの発生ということで、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしまして、鶏肉、鶏卵に対する不安が広がりがつあるという中で、日本国内においては、汚染された鶏卵、鶏肉というのが流通する可能性がかなり低いということで、そういう鶏卵を通しての感染というのは、ほとんど考えられないということから、そういう考え方を委員会からもお示しさせていただいたのが17年度の茨城県における高病原性鳥インフルエンザの発生に関する対応でございます。

18年度につきましては、こちらに挙げてあります5つのものについて対応しております。

1つは、白インゲン豆による健康被害事例、これはテレビの報道で、調理方法が十分に過熱しない、白インゲン豆は十分に加熱をしなければ、嘔吐や下痢を起こす成分が含まれておりますので、そういう健康被害が発生するんですけども、そういうところがテレビの報道で伝わっていなかったということから、健康被害事例が発生しておりましたので、これに対して、厚生労働省も注意喚起をしておりましたところでしたが、食品安全委員会のホームページからも同様なリンクを張るなどをして情報提供をしております。

北朝鮮による核実験、これは北朝鮮が地下核実験を行なって、放射性汚染物質が大気中に拡散しているかどうかというところを環境省等がモニタリングを行なって、異常な値は出ていないということを公表しておりました。

ですので、食品に対する影響というものも考えられないというような状況でしたので、そういう状況であるということも委員会のホームページからもお知らせしておりました。

3点目のノロウイルス感染症の拡大につきましては、ちょうど一昨年度の冬ですが、ノロウイルスによる食中毒感染症が拡大しておりましたので、これに対する注意喚起ということで、委員会のホームページからも提供させていただいております。

これは、今年の冬についても、昨年度の冬ほどではありませんが、同様に発生しておりますので、委員会のホームページから引き続き注意喚起をしているという状況でございます。

4点目は、宮崎県・岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生。これは、先ほどと同じような対応です。

5点目は、こんにゃくゼリーによる窒息事故。これは、そういう事故があったことに対して、それぞれ農林水産省、国民生活センターなどからも情報提供されておりますので、そういうところとリンクを張った食品安全委員会のホームページからも情報提供したという事例でございます。

また、19年度に入りまして、中国食品の諸問題ということで、中国から輸入される食品に対する消費者の不安が広まっている中で、そういう関係の情報提供を厚生労働省等しておりましたところ、食品安全委員会からも同時にその状況についてホームページから提供しているというような対応をしております。

また、イカの塩辛を推定とする腸炎ビブリオの食中毒ですが、これはイカの塩辛を原因としているということがわかっておりましたので、厚生労働省での回収命令がかけられて、既に対応は取られておりましたが、家庭内の冷蔵庫にあるようなもので、ポツポツと散發したような事例が続いているということから、注意喚気をするという対応を厚生労働省はとりましたので、委員会のホームページからも同様なお知らせをしたというようなものがございました。

3つ目のスギヒラタケが原因と思われる急性の脳症の発生についてですが、これはまた昨年19年10月26日にスギヒラタケによる急性脳炎が疑われる事例が発生したということがございましたので、この関連の情報を食品安全委員会からのホームページからもお知らせをしたというところでございます。

最後が、最近発生しております中国産食品による薬物中毒事案への対応についてでございますが、こちらについては、ハザード情報シート、より詳しい情報の提供なども行なっておりますので、委員会としての対応として、各種とっておるものがございますので、資料2-2として別にまとめております。

こちらの食品による薬物中毒事案につきましては、参考資料3から参考資料8まで、この関連の情報として用意をさせていただきました。

時間の関係もありますので、あまり詳しくはお話しできないのですが、参考資料3をもとに説明したいと思います。この資料は食品による薬物中毒事案に対する政府としての対応を、事案に関する関係省庁連絡会議で、発生している当初は、日報として、毎日出されていたものです。最近では1週間ごとに出すというような状況に変わってきておりますので、直近のものということで、3月17日に出された第35報を今日の会議に用意しております。

参考資料 3 にありますように、事案としましては「1. 事案の概要」のところにありますように、中国産冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒と確定した患者数が 10 名いたということで、千葉県稲毛区、それから千葉県市川市、兵庫県高砂市の 3 事案が、この事案の基になっております。

対応としまして、2 ページに「2. これまでの対応（政府）」ということでありまして、ずっと日をさかのぼって、新しいものが一番手前にございます。12 ページ目に 1 月 30 日の対応状況がありまして、ここから関係省庁での対応が始まっているという状況でございます。

食品安全委員会も、先ほど課長からもお話がありましたが、1 月 30 日の段階で、厚生労働省から第一報を受け取りましたので、委員会としての対応がスタートしているというような状況でございます。

政府としましては、1 月 30 日、各省が対応しているところなのですが、10 ページ目に、1 月 31 日がございますが、関係閣僚の会合が開催されまして、関係閣僚による申し合わせ会合というのが設置されました。それが参考資料 6 として準備をしているものです。

参考資料 6 については、先ほど課長からもお話がありましたけれども、1 月 31 日の段階で、食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚の会合申し合わせということがつくられまして、この事案に対して、被害拡大の防止、原因の究明、再発防止策の検討ということで、取り組んでいくというようなことが申し合わせとしてまとめられております。

この段階で、食品安全委員会としても、政府の 1 機関として対応していくというようなことで、この流れの中での対応をとっているという状況でございます。

更に政府の対応といたしましては、3 ページ目になりますが、2 月 22 日に何が原因であったかというところの究明はまだされていないところかと思いますが、原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策というのを、この関係閣僚の会合の申し合わせでまとめておりまして、それを参考資料 7 としてお手元に御用意いたしました。

政府の対応としましては、原因究明を待たずとも取るべき対応策というようなことで、この段階でまとめてやっていく、取り組んでいくことがあるでしょうということで、こういう形でまとめております。

この中で、3 ページ目になりますが、緊急時の即応体制の強化ということで、食品による被害に対し、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に、担当大臣、国民生活の下に食品危害情報総括官を召集し、情報の収集分析を行うとともに、内閣官房及び食品安全担当大臣等の協力の上、緊急の対応を講ずるということがございまして、これに

対して、参考資料 8 になりますが、2 月 29 日に食品被害情報総括官の第 1 回の会合が開かれまして、こちらにある関係省庁局長申し合わせというものが作成されているというような状況でございます。

以上のように、政府としての対応というのが、引き続き続いているところでございますが、今日は食品安全委員会の対応について、本件に対する対応を踏まえて得られた課題、抽出された課題等もございましたので、資料の 2 - 2 に戻りますが、こちらを基に説明をさせていただきますと思います。

食品安全委員会の対応でございますが、1 月 31 日、第一報を受けましてから対応をスタートしております。

その段階で、食品安全委員会のホームページで関係機関、関係事業者のホームページにリンクを張るとともに、メタミドホスの概要をとりまとめて提供しております。

1 月 31 日には関係閣僚会合が開かれて、政府としての対応も始まっていくところですが、委員会としては「食の安全ダイヤル」「食品安全モニター」の報告において、本事案に関連する国民からの問い合わせにも対応するというところで対応しております。

また、224 回の食品安全委員会にこの事案についての状況を報告しております。

2 月 5 日には、メタミドホスだけではなくジクロロボスについても検出されているというような情報がありましたので、ジクロロボスについての概要をとりまとめて、食品安全委員会のホームページに掲載するとともに、メタミドホスについての科学的知見等を取りまとめた、ハザード情報シートを公開しております。

このハザード情報シートを作成するに当たりましては、食品安全委員会の農薬専門調査会の専門委員の先生、緊急時対応専門調査会の山本先生、黒木先生にも御協力いただきまして、内容をチェックしていただくなどして公開をしたところでございます。

2 月 7 日には、225 回の食品安全委員会会合で、この事案に対する対応状況について報告しております。

2 月 8 日ですが、このときにはジクロロボスについても、ハザード情報シートというようなことで、より詳しい情報としてまとめたものを公開しております。

2 月 14 日の食品安全委員会ですが、厚生労働省からメタミドホスの食品健康影響評価の依頼を受けましたので、その依頼されたメタミドホスの食品健康影響評価についての調査審議を開始いたしております。

3 月 6 日には、メタミドホスの食品健康影響評価についての農薬専門調査会の幹事会において審議された結果について報告をして、広く国民の皆さんから意見を求めるというよ

うな対応をとるということを食品安全委員会に報告しております。

現在、このメタミドホスの評価結果につきましては、3月3日から4月4日までの間、意見を求めるというようなことでお願いをしているところでございます。

1枚めくっていただきまして、こちらのスライドは、1月30日に委員会が厚生労働省からこの関係の情報を受け取ったのが、千葉県の市川市の事案と兵庫県高砂市の事案について情報をいただいたところでしたが、その段階で、どういう判断をしていたかというところをまとめたものでございます。

食品安全関係府省の基本要項で定めている緊急事態等というのは、食品の摂取を通じて、国民に生命または健康に重大な被害が生じ、または生じるおそれのある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときということで、具体的にはということで3つ挙げております。

1つが、被害が大規模または広範であり、かつ食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要する場合ということで、これについては、今回の薬物事案については、薬物混入の原因究明や製品回収など、リスク管理機関が中心となって、その対応を取っているということで、委員会とリスク管理機関との間の調整を行う必要性は小さいであろうというように、その段階では考えておりました。

2点目の科学的知見が十分ではない原因による被害が生じ、または生ずるおそれがある場合ということにつきましては、原因がメタミドホスによる中毒であるということが明らかであり、メタミドホスは、既に毒性など相当な科学的知見があるということから、これにも該当するものではないだろうと考えておりました。

③の「①又は②以外で、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる場合」ということにつきましては、社会的反響も大きく食品安全にとどまらず、国民生活に関わる重要な問題であると考えられて、報道後も食品安全に対する不安が増大する状況にあったということから、その下の初動対応の決定という欄がありますが、本事案については、①、②には該当しないものの、③としては基本要項等に沿った対応も考えられること、また、リスク管理機関から対策本部の設置に関する要請もなかったことを踏まえて、食品安全委員会としては、情報緊急時対応課に情報の一元化を図るなど、情報の集約体制を整えるとともに、本件に関する情報提供を行うなどの対応をとることとしたということで、30日の段階で委員会のホームページからも情報提供するという対応をとったところでございます。

そういう中で、下にありますように、31日には関係閣僚による会合が開催され、政府一

体となる取組みが行なわれることとなりましたので、委員会もその枠組みの中で対応するというような状況でございました。

以上、委員会として取り組んできた対応についての御説明をしたところですが、今回の対応を踏まえて、得られた課題と今後の対応、それに対する対応ということで、次のスライドにまとめております。

全体を通しては、昨年度も緊急時の対応訓練を行ない、迅速に何かあったときには、情報を提供していくというようなことで、そういう対応をとる体制はできておりましたので、ハザードに関する情報の収集ですとか、情報の提供など迅速に対応をとってきていたところではあります。課題として、今、振り返ってみますと、以下の5つの点があったかと考えております。

1つは、委員以下、内部での効果的、効率的な共有体制を検討する必要があるということです。こういう事案が発生しますと、非常にたくさんの情報、各省の対応ですとか、そういうたくさんの情報が入ってくるわけで、それをコピーして、委員及び事務局内での情報の共有を図っていたんですが、やはりなかなかそれにかかる時間というのが、かなり膨大なものになっておりましたので、委員ですとか、事務局職員が共通に見ることができるような掲示板というのを、そういう状況の中にすぐ立ち上げて、紙だけではなくて、リアルタイムで何をしているかということが見られるようなものをつくっていく必要があるのではないかと考えて対応案を示しております。

これについては、委員、事務局職員だけではなくて、可能であれば、関係する専門委員の皆さんにも見ていただけるようなものをつくっていく必要があるのではないかとということで、それも含めて挙げております。

今回の事案につきましては、委員会の対応ということで、この調査会では緊急時対応の強化方策ということで検討していただく事案になるので、委員会としてどういう対応を取っていたかというところを早目に情報として専門委員の皆様にご連絡していかなければいけなかったところかと思うんですけれども、その辺りが、対応している職員もいっぱいいっぱいやってたというところもありまして、スムーズにできていなかったという反省もありましたので、こういうことで対応していければということも含めて記載しています。

2点目としましては、自治体等外部と情報を共有する必要があるということで、これはホームページから情報を提供したところなんですけれども、情報提供したということ自体を自治体の担当者の皆さんにお知らせをするということをしておりませんでしたので、自治体の担当者の方の中には、委員会からそういう情報が出ているということを知らなかった方

もいたということを知っておりまして、委員会には自治体から直接健康被害事例が上がってくるということではないんですけれども、リスクコミュニケーションの関係ですとか、各自治体との連携を深めるということで、年1回、担当者との会合も開いておりますし、委員会の対応について、そういう窓口を通じて、迅速に周知していくというようなことが必要だったということで、そういうような対応案を示しております。

3点目は、提供した情報のフォローアップについてなんですけれども、一度情報を出してしまうと、やはりそれで少し安心をしてしまうということもありまして、外部からの問い合わせに対して、適切に情報を更新して加えて対応するというようなところが十分にはできていなかったかなという反省が少しございます。

これについては、関係機関との連携体制を強化して、そういう対応に取り組んでいくことができるといったようなこともありまして、対応案として示させていただいております。

4点目が、専門委員にメディア対応の協力要請を行う必要があるということで、今回は、メタミドホスという農薬でしたので、農薬の専門家を紹介してほしいというようなマスコミからの問い合わせが食品安全委員会事務局にもございまして、そういう問い合わせに対して、どういう対応を取るのかというところを整理する必要があるのではないかとということ、また、緊急事態に対する協力要請というのを、専門委員になっていただく際には、お願いをしているところなんですけど、そういう周知も再度させていただく必要があるのではないかとということで、そういう対応案を示しております。

5点目でございますが、こちらは「食の安全ダイヤル」といって、一般の国民の皆さんから問い合わせを受ける窓口がございまして、こちらの対応について、通常土日は対応していないんですけれども、今回の事案については、土日も対応するというので、対応することにいたしましたので、通常、ダイヤルで問い合わせを受けているものではないものが、そういう対応をするというような事態が発生したんですが、対応のマニュアルのようなものを準備していなかったのが、今後、急に本来の担当者ではない者が担当するときにも、適切に対応できるようなマニュアルの作成というのは必要ではないかとということで、そういう対応案で示させていただいております。

以上でございます。

○元井座長 今ほどの事務局の説明につきまして、ここは確認できなかったというところで、確認するところがありましたら質問していただきたいんですけれども。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 前の資料になるかもしれませんが、資料1 - 2の「ねらい」というものの中に効果的な広報技術の習得というのが書いてあるんですけども、技術の習得とおっしゃると、それぞれの手法について何かあるのでしょうか。効果的な広報技術の習得が第2回目の反省点として出ていますね。これが新しい年度で、効果的な準備をする必要があるんですね。

○元井座長 それは、今、説明された内容と関連することですね。

○本間委員 それにも関連するのではないかと思うんですけども、ここでこういうふうな非常に大事という技術というふうなものが登場しているんですけども、何か欠落しているものがあるのでしょうか。

○熊谷課長補佐 委員会の役割としましては、その食品による健康被害が発生しているときに、正しい情報を広報していくということが、1つの大きな役割としてあるというように考えておまして、そういう能力の部分を高めたいということです。

○元井座長 よろしいでしょうか。

○本間委員 あまりよくわからない。

○元井座長 要するに、先生がおっしゃっているのは、広報の技術的な問題ですね。それがどのような方法でおこなえばより効率に広報できるかという話だと思いますが。今回の問題もそういうところに関わってきているのではないか、そういうことも考えなければいけないのではないかというお話だと思います。

○本間委員 今回、非常に技術として困った点があったのかどうか。

○元井座長 事務局いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 基本的には、より効果的などということで、国民の理解の醸成というのが目的ですから、それがより効率的にできるもの、変な誤解を受けてパニックにならないような広報の仕方というのを、より目指していくということです。これはいろいろ勉強もしておりますけれども、よりよい広報の仕方を技術として取得するというのと、またはTP0に合わせて、それを適切に出していく、そういったことではないかと思っております。具体的にこれだということではなくて、少しでもレベルを上げていくことによって世の中が混乱しないようにするというのを目的とするという意味です。

○本間委員 要するに国民のよりわかりやすい内容にする、そういう技術ですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 そういうふうに考えております。食品安全委員会に役割として、そこが重要な仕事ですので、より効率的に、効果的にやるといった意味でございます。

○本間委員　そうですか、私はほかの技術かと思いましたが、失礼しました。済みません。

○元井座長　小泉委員どうぞ。

○小泉座長代理　今の広報技術に関連するのですが、今までの資料の御説明を伺ってしまして、これまで食品安全委員会として対外的に主になさってきたことは、ホームページに掲載するということだと思うんですけれども、ホームページにどうやって発信するのか、どうやって国民から見てわかりやすく説明するのかというのは、どなたがやっておられるんですか。また、この調査会として、その辺について何か関与させていただく余地というのはあるのでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長　今、ホームページ掲載の件について御質問がございました。実際の手順としましては、ホームページをだれがつくるか、局の中で担当を決めて、その者がつくった上で、時間があれば、専門調査会の委員の御意見を聞いて、整理をした上で、内部でコンセンサスを得るという過程を経て、最終的には委員の方々の御了承をいただいて掲載するという手順を踏んでおります。

ですから、手順としては、合議制のような形で、今、進んでいるということだと思いますが、素案のでき次第では、成果物もいいものだったり、悪いものだったりということもあり得ると思いますので、そのレベルを向上させれば、よりよいものが迅速に提供できるのではないかと考えます。

○元井座長　今、事務局の説明に関して確認というよりは検証の点に関しての議論になっておりますので、事務局から説明をうけた食品安全委員会の中毒等緊急時対応実施指針に基づく対応として、指針策定後の対応のまとめと食品による薬物中毒事案の対応について、食品による薬物中毒事案を中心に検討してまいりたいと思います。事務局の説明にありましたように、全体としては、政府一体となった取組みがされてきたわけですが、

ここでは、食品安全委員会としての緊急時対応についてということで検証させていただきたいと思います。第一報が入った後の委員会の対応状況、具体的には情報の収集ですとか、共有は適切に行なわれたのか、情報提供はどのように行なわれていたのか、どうすべきであったかといったような点で議論していただきたいと思います。

黒木委員どうぞ。

○黒木専門委員　御存じのとおり、日本中毒情報センターでは、中毒 110 番という 24 時間 365 日の電話相談を行っております。化学物質に関する中毒の相談を受けておりますので、勿論、メタミドホスの件も入ってまいりました。

本委員会の緊急時の対応としては、30日の18時にホームページを立ち上げたこと、恐らく今までの歴史から言うと、割と早い対応であったのではないかと思います。

ただ、ホームページの準備をしている時点で、あるいはホームページを立ち上げたときに、私どもは緊急時対応の委員ですので、その委員に対して、まず一報ほしかったというのは、実際ございます。それは、準備を始めた段階で、こちらの判断として国民に知らせようという動きがあるわけですから、判断した段階で、対応を進めていますといったような一報があって、それで今、掲載しましたという二報目があってもよかったと思います。

と言いますのは、厚生労働省の電話相談窓口が2月1日に立ち上がるわけですが、中毒情報センターでは30日に報道発表があった段階から電話がかかってまいります。30日が4時以降になりますけれども21件、31日が40件、1日が31件、2月中の問い合わせは161件ありました。これは、食品安全委員会への問い合わせが2月いっぱい64件、厚生労働省の輸入食品に関わる相談件数というのは、2月いっぱいトータルで703件なのでありますけれども、冷凍ギョウザに関わるものは194件、国民生活センターにおいては11件ということで、遜色のない問い合わせ件数だと思います。それだけ国民の皆様、または医療機関の皆様にとっては、化学物質で中毒が起こった場合、中毒110番というのは、これだけ活用されている存在ということなのです。

ですから、今、ほかの省庁にもお願いをしているのですけれども、是非、化学物質混入事件などがありましたら、食品安全委員会の方からも一報入れていただきまして、連携を強化して、医療機関で治療する先生方、そして国民の皆様によりよい情報提供ができるような体制を組んでいければと思います。是非、御検討のほどよろしくお願いいたします。

○元井座長 酒井課長どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。今数字を挙げて、それぞれの問い合わせの状況について御紹介いただきました。先ほど熊谷の方から御説明しましたように、抽出された課題の中で、委員と事務局員以外の関係専門委員との情報の共有という部分で不足の部分があったのではないかとこの反省がございまして、今の御意見を踏まえまして対応してまいりたいと思います。課題の①のところですね。それに当たるのではないかと考えます。よろしくお願いいたします。

○黒木専門委員 是非、よろしくお願いいたします。

それから、最初のメタミドホスについては、ホームページを立ち上げた翌日の午前中には連絡をいただきました。ジクロロホスに関しましては、事前に連絡をいただいておりますので、この混沌とした中、本当に初動体制を頑張られたという感想は持っております。

今後ともよろしくお願いたします。

○元井座長 今、黒木専門委員の方から幾つかの提案がございましたけれども、そのほか、何かございませんでしょうか。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 今回の冷凍ギョウザの薬物中毒事案については、私たちも最初の時点から、黒木さんのところと同じように、かなりあわただしい状況になりました。私たちの優先のミッションとして、新しい物質が検出されるたびに、とにかくその化学物質に関する情報を調査し、随時、関係機関、厚生労働省とか食品安全委員会、あと保健所、検疫所、地衛研などのネットワークに流して情報を共有していきました。。

そういう中で、私たちが整理した情報をホームページから出すというのは、なかなか難しい面があります。そうした中で、食品安全委員会が、今回のように早い段階でメタミドホスとかジクロロボスのホームページを立ち上げて情報提供していった、これはやはり食品安全委員会ができた非常に大きなメリットだなということを改めて実感しました。そこはとにかく非常に重要なミッションとして、これからもこういうふうにしていただけないなと思いました。

○元井座長 そのほか、春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 御質問したい点なんですけれども、今回は、1月31日の段階で関係閣僚会議の打ち合わせがあったということです。これまで専門調査会で議論がありました、どの段階で緊急対策本部を立ち上げたらいいいのかというような、そういう悩みを持つことなく体制が外からでき上がってきた状況かと思えます。

参考資料7の3ページ目にまとめていただいた中に、食品による危害に関して緊急の対応が必要と思われる事態が発生したときとということ、今後講ずるものとしまして、国民生活の担当大臣の下に、前のページに書いてあります、食品危害情報総括官を召集し云々という説明がありますが、これと今までに議論してきました食品安全担当大臣を長とする緊急対策本部との関係というものはどうなんでしょうか。また、それに伴って、私たちが整理するのにもお手伝いしてきましたような要項やマニュアル等の変更を考える必要が将来出てくるのでしょうか。

○元井座長 事務局いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 お答えします。先ほど来、お話がありますように、最初から事件性が極めて高いということで、警察、それと中国産ということで外務省、こちらに関わるべき案件ということで、最初の段階ではっきりしましたので、国民生活局を中心と

した対策本部でやるのがいいだろうというふうにしたわけでございますが、マニュアルは現在なくて、そうした申し合わせの中でやってきたということでございますので、それについて、今後整理されるということです。

その情報の集め方として、食品危害情報総括官というポストをそれぞれ各省に置いて、その人を中心に情報を集めるという形で整理したということでございます。

そういった形で、新たな活動体制に対して、後付けですけれども、マニュアルを整備するというのが、現在の対応でございます。

そのときの考え方として、今まで議論のありましたテロの場合、それと主に3府省でやってまいりました食中毒、これらとうまく整理をしながら対応するとなっておりますので、例えば食中毒の事案で原因不明とか、そういう形でスタートしたようなものは、3府省のマニュアルで従来どおりやるということでございますが、今回のように最初から事件性が高いという場合は、国民生活局でやるという対応になろうかと思えます。

ただ、最初の情報の集約は、むしろ新しいスキームで、各省庁で集めて、その上で食品安全委員会が核となっているケースと分類するようなことになるのではないかと。まだ形ができておりませんが、私ども担当としては、今、そういうふうを考えている次第でございます。

○元井座長 よろしいでしょうか。そのほか、ございませんでしょうか。

熊谷委員どうぞ。

○熊谷専門委員 食品企業情報統括官、それから担当大臣という、上の方の組織は、非常に整っていると思うんですけれども、自治体から上がる部分、例えば食中毒が何かよくわからないと、とにかく事故が起こったというときに、その流れというのは何かあるんでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 関係府省の閣僚会議でもその点が話題になっておりまして、今回の事案で情報の流れの問題点というテーマで議論もしております。

その過程におきまして、幾つか各段階で問題があるわけですが、例えば被害者、販売店から医師、保健所、これの連携、情報伝達の問題。それと保健所から都道府県を經由して厚労省への伝達、この段階の課題、そういったことが反省材料として出てきておりまして、これは今後、通知を改正したり、場合によっては規程を改正して、二度とこういうことにならないように、今後、改善していくという方向が決まったところでございます。

○熊谷専門委員 恐らく地方自治体あるいはそこまでに至る過程で、よくわからないのは、これを持ち上げるべきかどうかとか、それからどこに持ち上げた方がいいのかということが

非常に問題になるのであろうと思うわけです。

そうした場合に、例えば食品安全委員会によくわからないものを答えるという窓口が、これはつまり食に関連する可能性のあるものかどうかということの相談窓口みたいなものが、ここの委員会以外にそういう信頼に足るものがあればいいんですけれども、そういうところはいかなもののでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 ケース・バイ・ケースで非常に難しい問題だと思いますが、御承知のとおり、マニュアルの中にでも、科学的知見が十分ではない原因による被害が生じ、または生ずるおそれがある場合も緊急時が対応することになっておりますので、先生のおっしゃることは、これに該当するケースとしてあり得るかと思います。

その場合にはついては、非常に難しいんですが、あるだけの情報を集めて整理をして、専門家の意見を聞いて、何らかの回答をするなり、必要があれば対策本部の設置の方に進めていくの対応をしていくということになるかと思いますが。

ケース・バイ・ケースですので、リスクの管理機関とも連携よく、そごのないようにやっていくためにどのようにしていくかは、今後の検討材料ではないかと考えます。

○元井座長 熊谷委員よろしいでしょうか。

○熊谷専門委員 はい。

○元井座長 ほかにございませんでしょうか。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 そうしますと、今の話で、これは1月30日ぐらいまでさかのぼることができるんですけども、それよりも先にさかのぼるということは、我々の場合にはないわけですか。

○元井座長 事務局いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほど熊谷先生がおっしゃったとおり、もっと早い段階でわかっていたら、別の対応がとれたのではないかと、そういった御意見だと理解をいたしますけれども、本間先生もそういったご主旨だろうと思います。

それについては、先ほどの関係府省の申し合わせの中で、きちりと整理をしておりますので、それに沿って対応するということです。

具体的には、参考資料7を御覧いただきたいと思いますが、先ほど担当補佐から説明しました2月22日の申し合わせの中です。情報の集約一元化体制の強化ということで、先ほど閣僚会合でも話題になりましたと紹介いたしました情報伝達システムの課題、これはそれぞれ整理されていまして、例えば日本医師会長あてに通知を発するなり、そういった改

善が既にとられつつあるということでございます。

○元井座長 本間先生、いかがでしょうか。

○本間委員 はい。

○元井座長 そのほか、ございませんでしょうか。

近藤委員どうぞ。

○近藤専門委員 今回の参考資料3の1ページ、兵庫県でこの事案が最初にあったわけですが、今回の場合、私どもが報道機関を見ておりますと、FAXでの連絡体系が不備ということで、残念なことに事務的な連絡対応が問題視されていまして。

振り返ってみますと、BSEのときも、初動連絡体制の不備があり、後から問題点として指摘を受けました。その後、大問題になったような気がします。

最初は、事の重要性というものが不確定の部分があるわけですが、その時点で未知のものに対してはやはり連絡体系はFAXだけでいいのか、もう少し情報伝達する場合の体制というものを整えていただきたいと思います。今回もいろんな作業がなされておりますけれども、問題があったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○元井座長 どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほどの情報伝達のシステムの課題の話を申し上げましたけれども、その1つの中に、やはりファックスだけではなくて、重要なものは電話も併せてやって、相互に確認をする。今回ページ数の欠落が問題になったという話もありますので、そういうことのないようにするという申し合わせを既にされておまして、今後は、そういうことはないんだろうと思います。

○元井座長 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

本間先生どうぞ。

○本間委員 確かに伝達手段という点でおっしゃるのは、勿論感じますが、もっと最初のときの診断のデータというのが違う人たちにも触れるということがあれば、もっと早くわかったということはある得なかったんでしょうか。

○元井座長 要するに、どのぐらい早く、広い範囲まで情報が到達しているか、そのことに関しての対応についてですね。

○本間委員 黒木専門委員がおっしゃったように、非常に早く対応したという、委員会はそうだと思いますけれども、要するにそういうふうな診断がつくということに関して、もっと早く原因がわかるということに関して、微生物かもしれないと思った時点があったかもしれないという話を聞くようなことがあるんですけれども、もっと最初のデータがある

特定のルートだけではなくて、もう少し広いルートで流れるということがあり得ないんでしょうか。

○元井座長 それは、今回、早い段階から政府主導で対応されましたが、その辺の情報の広がりというのはどうなんですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 恐らく、本間先生は、最初の保健所の段階で、もう少し共有していれば、単なる微生物ではなくて化学物質の可能性も検討できたのではないかと、そういう御指摘だろうと思いますけれども、それについては、今、厚生労働省で、申し入れのあった方々すべてについて、再度チェックをして、今、10名ですけれども、そのほかにもいらっしゃった可能性も含めて再検証をしておられますので、そういう中で、いろいろ材料が出てくるんだろうと思います。それがまとまった段階で、また御報告するなりしたいと思います。よろしくお願いします。

○元井座長 そのほか、いかがでしょうか。

飯島委員どうぞ。

○飯島専門委員 薬剤師会なんですけれども、私のところも、会員から、やはりこういう問題が起きたときに、例えば医師会もそうですけれども、薬剤師会もどういう対応をしているんだということは、よくいわれたんですね。

情報が的確に入ってこないという部分があって、中毒情報センターであったりとか、もう一つは、食品安全委員会のホームページを見まして、結局、我々がやったことというのは、そういうところにリンクをさせて、そういうものは見なさいという周知しかできなかったところがあるんです。

せっかくこうやって専門委員で出ているからには、やはりもう少し新鮮な情報を早目にいただければ、会員にももう少しうまく情報が流れるのではないかとはいえます。

○元井座長 何か事務局でご意見ありますか。

○酒井情報・緊急時対応課長 いいえ、先ほどと同じです。

○元井座長 そうでしょうね。当初にやはり専門委員にも知らせていただきたかったということがありますね。

○酒井情報・緊急時対応課長 そういう情報共有の体制について検討させていただきたいと思います。

○元井座長 岡部委員どうぞ。

○岡部専門委員 この事例では感染症ではないというところから我々の方はほとんど関与がなかったわけですけれども、ただ、病気が不明のときに、いかにそのクラスターを早く

検知するかということで、私たちは症状から見るサーベイランス、症候群サーベイランスという方法を研究しておりますが、この事例について、仮にこれが嘔吐とか意識障害であるとか、そういうようなものをキーワードにきちんと入れて集約しておけば、早期に検知できた可能性ありというデータを、厚労省にはお伝えしてあります。

ただ、臨床現場にとっては、日常的にいちいち電話で対応とか、ファックスで対応というのは、実際には煩雑で難しいので、本来は、そういうのは電子的にその場に入れていくといったようなことが進んでいかないと、実際の早期検知は難しいのではないかと考えています。

というのは、安全性を考えるならば、現在のITとか、そういうものをもっと活用することを考えていかないと、話だけで終わってしまうのではないかと思います。

○元井座長 情報の蓄積の方法ですね。やはり世の中のいろんなものを利用するということですね。

○岡部専門委員 今の段階で、こういう事例が起きて、ファックスで送ったとか、送らなかったとか、そういう段階は、もう過ぎていっているのではないかと思います。ただ、それを改善していくためには非常にお金のかかることでもあります。そういうプロジェクトを立ち上げるとか、今後の国民の安全性を考えるという意味では必要なことではないかと思えます。

○元井座長 黒木委員どうぞ。

○黒木専門委員 これは、岡部先生の補足になると思うのですけれども、アメリカの方では、米国中毒センター連合というのがあります。61センターからなります。CDCとは別々にサーベイランスを行っていたのですけれども、2001年の9.11以降、合体しまして、症状からの検索と、中毒センターから物質の入力、症状の入力を合体したサーベイランスを全国的に行っています。現在、そのシステムというのは、入力してから、平均で11分、1分～60分で入力したセンターのみならず、全米的なデータが見えるという形になります。

ですから、症状からだけでも、岡部先生がおっしゃったように類推することができますが、それは、感染症だけではなくて、化学物質についても行なえる体制をアメリカではつくっています。

ヨーロッパにおいても、今、同様なシステムを立ち上げようと、ヨーロッパの中毒臨床学会の方が中心となって立ち上げている途中です。

ですから、是非、日本もそういうふうになってほしいと思います。実は中毒情報センタ

一の方にも、実際の症例の中の1つは、連絡がありました。ただ、それについてはギョウザを食べてという情報がなかったんです。これから有機リンの患者さんが入ってくると、家族で集団性であるといったことで、事件性を含めて問い合わせがあり、有機リン中毒の情報を提供しております。

その後、情報がシャットダウンされまして、報道の後になって、私たちも気づき、実はこの症例だったんだなということがわかった次第です。

今年の7月に中毒学会が和歌山であります。和歌山カレー事件から10年経ちました。中毒学会の方でもギョウザ事件の件を取り上げて、反省とともにパネルディスカッションを開催する予定であります。御参考までに。

○元井座長 ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

青木専門委員、どうぞ。

○青木専門委員 簡単に2つほど、情報の発信の部分なんですけれども、よくホームページに掲載したから安心だというところがやや見受けられるような気がします。そのホームページを、現段階では非常に影響力を持つという意味でのマスコミ、テレビや新聞で、そのホームページの情報がどういうふうに使われたか、間違っただけで扱われていなかったかとか、そういう検証も1つ視点としては必要なんではないか。あるいはそのホームページはこういうふうに使われたか、クリック数とかも客観的な定量もあるでしょうし、定性部分もいろんな形であるんじゃないかと思います。

いずれにしても、ホームページをアップしたまではいいけれども、どのように使われたかというところは、ちょっと押さえておく必要があるんじゃないかと思います。

もう一つ、情報の受信という意味で申し上げますと、いろんな科学的な情報を受信するのは勿論なんですけれども、事態が御存じのとおり、ブログとか2ちゃんねるとか、今、インターネットのいろんな複雑な構造の情報発信基地がいっぱいございますので、そこで、例えば今回はあまり見受けられなかったと思いますけれども、妙な風評を喚起するような、かなり国民の方々に恐怖を与えるようなことがやりとりされているようなブログが出てきますと、またそれはそれで一つの二次被害の基点となるような気がしますので、そういったインターネット内の風評被害の基となるようなものがないかどうかのウオッチみたいなものは、どこかでやられているんでしょうけれども、その辺、だれかがやっているだろうというようなところ、そうになってしまうと困りますので、その役割、インターネット上の風評被害のウオッチングというような役割をどこかの機関で持つておく必要があるんじゃないかという気がいたします。

以上です。

○元井座長 ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、大変活発で重要な議論をしていただきありがとうございました。大体出尽くしたと思いますので検証に関する論議はこの辺で終了したいと思います。今まで各委員からさまざまな意見あるいは御説明がいろいろございましたが、

この各委員から出された意見につきましては、今後、緊急事態の対応において留意すべき事項だと思います。事務局には、対応の検討、また必要に応じて要領等に記載するなども合わせまして検討していただきたいと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御検証ありがとうございました。今回の事案につきましては、私ども多くの検証材料が得られたと考えております。また、先生方からも貴重な御意見をいただきましたので、それらの事項につきましては、今後の対応を検討して、食安委として必要な部分は改善してまいりたいと思います。また、ほかの省庁に伝えるべきものは伝えてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○元井座長 それでは、次の議事に入ります。次の議題は「緊急時対応のための情報収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」についての案ですが、これまでの調査会でも提案があったものと認識しておりますが、これまでの経緯も含めまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○熊谷課長補佐 それでは、お手元に資料3と参考資料9、参考資料10を御用意願います。

3つ目の議題につきましては、この調査会で御検討いただきたい案件ということで、前々回の調査会で御提案させていただきまして、前回の調査会でも取り上げさせていただいたところなのですが、前回の調査会では時間も短く十分な説明ができませんでしたので、今回、改めてこれまでの経緯も含めて御説明をさせていただきたいと思います。

前々回に御提案したときの資料が参考資料の9なのですが、昨年7月11日の第22回緊急時対応専門調査会で示させていただいたものです。

この緊急時対応専門調査会では、緊急事態への対処体制の強化方策について御検討いただくということで、これまで食品安全基本法の第21条1項に基づいて作成された基本的事項に基づいて、緊急時対応マニュアルを作成するという事。それから、マニュアルの実効性を高めるために、緊急時対応訓練をどのような形で進めていったらいいかという訓練手法について御検討いただくということで、緊急事態が発生した際の対応を中心に御検討いただいております。

引き続き緊急事態が発生したときの対処体制の強化方策については御検討いただく必要があるんですが、少し視点を変えまして、食品を介して国民の生命または健康に重大な被害が生じ、または生ずるおそれのあるような場合というのを、より早い段階で探知をして、その探知をしたリスクに対して、的確に対処するための方策というようなことを、この調査会で御検討いただければというようなことで御提案させていただいていたところです。

そういう趣旨で御検討いただきたいというところで、御提案させていただいていたんですが、参考資料の10が前回の調査会で示させていただいたものなんですけれども、検討の内容として、緊急事態を未然に防止するためのリスク探知に関する検討というような表題で御検討いただきたいというようなことで示してしまいましたので、緊急時対応の強化方策についての検討であるということがわかりにくくなってしまいました。

そういうことから、今回、御提示させていただいておりますのは、参考資料の3になりますが「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について」ということで、御検討を進めていただければということで、少し事務局で整理をいたしまして、提案させていただいております。

この検討の趣旨は、今、御説明しましたように、緊急事態となる可能性のあるリスクを早期に探知するためには、どのような情報を集めて、どういう形で分析をしていく必要があるのか。より早い段階で察知したリスクに対して、的確に対処するためには、どういう情報を収集して提供あるいは準備を進めていく必要があるのかということについて御検討いただいて、まとめていただければと考えております。

その検討を進めるに当たって、1年ぐらいかけて少し何らかの形でまとめていただきたいと思っております。幾つかのテーマに沿って専門家からのヒアリングを行なって、そのヒアリングを行なった結果を踏まえてまとめていくというような形でお願いをしたいということで、検討の進め方とヒアリングの計画ということで示させていただいております。

ヒアリングの計画は、テーマを3点ほど挙げております。1つ目ですが、リスクとなり得る健康被害の相談、報告への対応についてというようなことで、実際にそういうリスクに関して相談を受けているような健康被害について情報を集めているようなところでの実態について、そういう専門家の先生からのお話を伺って、まとめる参考にしていきたいと考えています。

2つ目としましては、リスクを早期に探知するための企業の取組みということで、それぞれ食品企業では、よりそういう問題になりそうなものについて、早目に探知していくという仕組みを会社の中でもつくっているかと思っておりますので、そういうことに知見を持って

いる専門家の方にお話ししていただきまして、それを参考としてまとめていただくということにしたいと思っております。

3つ目としましては、健康被害事例などに対する社会的影響に与えるメディアの役割ということで、今、青木先生からもお話がありましたが、提供したものがどう取り扱われているのかというところを分析していくようなことも、的確な対応ということについては必要になってくるかと思っておりますので、そういう知見を持った専門家の先生にお話をいただければと考えています。専門家の皆様のお話を参考にしながら、大体1年ぐらいかけて「緊急時対応に関する情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」ということで、在り方についてまとめていただければと考えております。

以上でございます。

○元井座長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対する御質問はございませんでしょうか。

それでは「緊急時対応のための情報の収集、情報提供のあり方に関する検討」ということで、今後、3回のヒアリングを行い、調査会としてまとめていくという計画なんですけれども、ヒアリングの内容や計画についての御意見がありましたら、お願いいたします。

資料3のヒアリング計画のところ、25、26、27回ということで、それぞれのテーマ及び視点あるいは内容が書かれているんですけども、これを見まして、もう少しここを付け加えた方がいいとか、あるいはこういうこともやるべきだとか、そういう内容ですとか、計画について御意見はございませんでしょうか。

小泉委員どうぞ。

○小泉委員 情報収集というのは、大抵は厚生労働省、農水からの情報を収集して、それを分析するという対応で今まで、関係府省すべてでやってきたと思うんですが、食品安全委員会として、もう少し逆に積極的に一般の人からの情報収集というのも行なっているのではないかと思います。

というのは、勿論、保健所を通すと一種のスクリーニングがかかって、ややこしい情報が入ってくるということはないかもしれませんが、例えばうちの安全委員会ではモニターさんが470名おられます。

したがって、早期に危害情報が入ったときに、何か各地域で、そういった危害の問題が起こっていないかというようなことを、むしろ積極的に収集していくという方法もあっていいのではないかと。あるいは安全ダイヤルを活用するとかして情報収集の方法を考えてもいいのではないかと思います。

○元井座長 情報収集に関して、もう少し生の情報を収集した方がいいのではないかという小泉委員の御意見です。

○小泉委員 もう一つは、eマガジンがせっかくあるので、臨時にeマガジン情報を出して、もしそういうのがあったら教えてくださいという形で発信し、安全ダイヤルにかけていただくとか、そういうこともあってもいいのではないかと思います。

○元井座長 その辺、事務局の意見としては、いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 今、2点お話がございました。モニターとeメールについては、勧告広報課の方で担当しておりますので、そちらと相談をしながら対応について考えていきたいと思っています。

おっしゃるとおり、モニターは地域におられて、それも全国にできるだけ均等にということで配置をしておりますので、そういった意味で情報源となり得るということだと思えます。

また、eメールは、現在、5,000名を超える会員がいらっしゃいますので、おっしゃるとおり、臨時に出せば、それらの方には周知ができるということですので、勧告広報課と相談して対応を考えていきたいと思っています。

○元井座長 3回のヒアリングの計画については、何か御意見はございませんでしょうか。内容をもう少し入れた方がいいとか、追加あるいは修正すべき点があるとか、そういう意見はございませんでしょうか。

小泉委員どうぞ。

○小泉座長代理 第26回の食品企業との関係の取組みですが、私が食品企業の仕事をしていただいて実感しますのは、アメリカの食品企業のこういう場合の対応の仕方は、システムとしても、また、実際の運用としてもすごいということです。

26回目では、国内の企業だけではなくて、そういう特にアメリカの企業の対応というのも、大変参考になるのではないかと考えております。

○元井座長 貴重なご意見ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

それでは、いただきました御意見を基に、ヒアリングの実施について再整理していただきたいと思うんですが、事務局の方はいかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 結構でございます。いただきました意見を踏まえまして、具体的なヒアリングの実施について整理をしてまいりたいと思います。

○元井座長 それでは、このヒアリングの進め方ですが、まずは事務局と私とで原案を作成し、各委員の皆様方に御協力、御助言をいただいで実施するようにしたいと思いますが、

このような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○元井座長 ありがとうございます。では、続いて、その他の議題に移ります。事務局から議題があるようなので、お願いいたします。

○熊谷課長補佐 その他ということで、資料4を御覧いただければと思います。

資料4で御用意しましたのは、平成20年度の緊急時対応専門調査会の進め方(案)ということでございます。

緊急時対応専門調査会では、緊急時対応について、食品安全委員会との対応は勿論、食品安全関係府省の対応についてどのように強化方策を組んでいったらいいのかということをお検討いただいているところですが、20年度につきましては、先ほどのヒアリング計画も踏まえまして、年4回ほど開催したいと考えております。

2のところ、開催時期につきましては、6月、9月、12月、3月という形で仮に入れておりますが、先生方の御予定をお伺いしながら、日程は調整してまいりますので、この月については、若干ずれるということもあろうかと思いますが、このような形で4回開催していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○元井座長 ただいま、平成20年度の本調査会の進め方ということで案が出されましたけれども、ただいまの事務局の説明に対しまして、何か御質問等ございませんでしょうか。これでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○小泉座長代理 先ほどから、これまで策定しました基本指針から始まって、マニュアルを見直すという御発言をいただいたと思うんですが、今年度は、それはこの4回の中に入っていないんですか。訓練ですが、9月もヒアリング、ヒアリング、まとめですね。今回のギョウザ事件の実例を反映させる機会というのは、この調査会としては、20年度はないということですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 今のは、マニュアルの改定等のお話だろうと思いますが、それについては、先ほど申しました、国民生活局のマニュアルが新たにできますので、それとの対応関係で修正の必要な部分も出てまいるかと思えます。また、今までの御指摘を踏まえて改正すべき点もあるかもしれませんので、それについても、またお諮りをしながら進めていくことになると思えます。

この計画の中には、具体的に入っておりませんが、その都度、御相談させていただくという段取りになろうかと思えます。

○小泉座長代理 わかりました。

○元井座長 それでは、来年度は、この計画に従って当専門調査会を進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、何かございますでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 事務局からは特にございません。

○元井座長 それでは、以上をもちまして、第24回「緊急時対応専門調査会」を終了したいと思ひます。

どうもありがとうございました。